令和８年度「あさいち」開催業務に係る

公募型プロポーザル実施要領

旭川市　経済部産業振興課

令和８年度「あさいち」開催業務に係る公募型プロポーザル実施要領

令和8年度「あさいち」開催業務に係る公募型プロポーザルの各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

第１　目的

本業務は、北彩都ガーデンを会場として週末の朝にマーケットを開催し、市民が心地よい時間を過ごせる場を創出するとともに、旭川市における朝型イベントの定着を図ることを目的とする。

また、本事業はフードフォレスト構想の実践の場として位置付け、地域事業者と市民の接点を創出するとともに、新商品や新メニューを試行できる機会を設けることで、地域の食の魅力の発信および事業者の挑戦を後押しする。

令和8年度は、将来的な民間主体の運営を見据えた移行準備期として位置付け、マーケットの運営ノウハウの蓄積および出店者主体の運営体制の検証を行うものとする。

第２　事業内容等

１　業務名

令和8年度「あさいち」開催業務

２　業務概要

本業務において実施するイベントの基本条件は以下のとおりとする。

⑴　開催回数

年８回程度

⑵　開催時期

市と協議のうえ決定すること

⑶　会場

北彩都ガーデンを基本とする。なお、やむを得ず会場の一部変更又は追加が必要となる場合は、市と協議のうえ決定すること。

⑷　出店者

旭川市内の事業者を中心とすること。なお、事業目的の達成に資する場合は、市と協議のうえ市外事業者を含めることができる。

⑸　出店数

各回１０店舗から２０店舗程度

⑹　留意事項

あさひかわデザインウィークにおいて実施される「あさいち」は本業務に含まない。ただし、年間を通じたブランド形成及び情報発信の観点から、関連事業との連動を意識した企画又は広報上の工夫を提案することを妨げない。

３　業務の基本方針

受託者は、本事業の目的を踏まえ、以下の方針に基づき業務を実施すること。

⑴ フードフォレスト旭川構想を体現するマーケットの形成

本事業は、旭川市が推進する「フードフォレスト旭川構想」の実践の場として位置付ける。地

域の農産物、加工食品、飲食、クラフト、デザインなど多様な主体が連携し、食を中心とした地域循環型のマーケットモデルの創出を目指すこと。

⑵ 旭川・北海道の素材を活かした「あさひかわの朝ごはん」の提案

旭川市内の事業者を中心に、北海道及び地域の食材・素材を活用したメニューや商品を展開し「あさひかわの朝ごはん」という新たな食文化の提案と定着を図ること。あわせて、地域の食材やつくり手の魅力が来場者に伝わる工夫を行うこと。

⑶ 市民が日常的に楽しめる朝のマーケット空間の創出

市民が週末の朝に気軽に立ち寄り、食を通じて地域の魅力や人とのつながりに触れることができる場とすること。北彩都ガーデン等の環境を活かし、居心地が良く、滞在したくなる朝の空間を形成すること。

⑷ 地域事業者の挑戦と参加の場の創出

地域事業者が新商品や新メニュー、新たな見せ方や組合せ等に挑戦できる場として機能させること。加えて、若手事業者や新規参入者も関わりやすい機会とし、地域の担い手の裾野を広げること。

⑸ 地元の人が主役となるコミュニティの形成

本事業は、来訪者向けのイベントにとどまらず、地元の人が地域の食に親しみ、応援し、誇りを持てる場として育てること。市民、出店者、関係団体等の関わりを通じて、地域の食文化の継承と発展につながる仕組みを目指すこと。

⑹ あさひかわデザインウィークとの連動

あさひかわデザインウィークにおいて実施される「あさいち」を年１回の象徴的な発信の場とし、本業務による年 8 回程度の取組を、地域に根ざした継続的な実践の場として位置付けること。両者が相互に価値を高め合う構造を意識し、年間を通じたブランド形成につなげること。

⑺ 将来的な民間主体運営を見据えた持続可能な仕組みづくり

将来的に民間主体による継続的な運営が可能となるよう、出店者や関係事業者が主体的に関わる仕組みづくり、運営ノウハウの蓄積及び運営体制の検証を図ること。

4　業務内容

受託者は、本事業の円滑な実施のため、以下の業務を行うこと。

⑴　事業全体の企画及び運営計画の策定

・年間実施計画の作成
・事業コンセプト及び各回テーマの整理
・出店構成及び会場レイアウトの企画設計
・安全管理計画の策定
・持続可能な運営体制の検討
・関係機関との調整

⑵　出店者の募集及び調整

・出店者募集及び選定
・出店者情報の管理
・地域食材や地域文化の魅力を伝えられる出店構成の検討
・新商品や試験的メニューを提供できる仕組みの設計
・出店者との関係構築

・飲食、農産物、加工品、物販、体験等のバランスに配慮し、旭川らしい朝食や地域の食の魅力、新たな挑戦が来場者に伝わる出店構成とすること

⑶　イベント運営

・会場設営及び運営調整
・運営スタッフの配置及び管理
・安全管理及び緊急時対応体制の整備
・市が指定するイベント名称、ロゴ、デザインその他必要な表示を使用し、広報物、案内物、サインその他制作物に適切に反映すること
・撤収作業の管理
・来場者が滞在、交流しやすい場づくり
・食や暮らしの魅力を体感できる参加型要素の提案及び実施

⑷　広報

・年間広報計画の策定
・紙媒体、WEB 媒体、SNS 等による情報発信
・広報ビジュアル及び告知素材の制作
・開催前告知及び開催後の情報発信
・来場促進施策の企画及び実施
・事業趣旨が伝わる広報展開

⑸　効果検証

・来場者数の把握
・来場者アンケート及び出店者ヒアリングの実施
・地域の食や暮らしに対する関心や満足度の把握
・自走できる仕組みの検証
・課題整理及び改善提案

5　出店料等の取扱い

⑴　受託者は、本業務の運営上必要があると認める場合は、出店者から出店料その他必要な費用を徴収することができるものとし、あらかじめその額及び徴収方法について市と協議し、承認を得ること。

⑵　前項の費用は、受託者が本業務の運営に関して出店者から徴収するものとする。

⑶　受託者は、前２項に基づき費用を徴収しようとする場合は、その額、徴収方法及び設定の考え方を企画提案書において明らかにすること。

6　備品、設営及び安全管理

⑴　本業務の実施に必要な備品、什器、消耗品その他運営に要する物品は、原則として受託者が手配すること。ただし、市又は会場管理者が使用可能と認める備品がある場合は、この限りでない。

⑵　出店者による持込み備品、火気、電源、食品の取扱いその他安全管理上留意すべき事項については、受託者が必要なルールを定め、市と協議のうえ運用すること。

⑶　受託者は、事故、苦情、荒天その他緊急時に備えた対応体制を整備し、市及び関係機関と連携して対応できるようにすること。

7　実施体制

受託者は、本業務を適切に実施するため、次に掲げる体制を構築すること。
⑴　業務全体を統括する業務責任者を配置すること。
⑵　各回の開催時に現場対応を統括する責任者を配置すること。
⑶　屋外イベントの企画運営に関する知識又は実績を有する者を含む体制とすること。
⑷　安全管理及び緊急時対応が可能な体制を確保すること。
⑸　地域事業者との調整及び継続的な広報が行える体制を確保すること。

8　委託期間
契約締結日から令和９年３月３１日まで

9　予算総額
６，５００千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

第３　事業担当部局

旭川市経済部産業振興課
〒078-8801 旭川市緑が丘東１条３丁目１－６旭川リサーチセンター２階
電話：0166-65-7047（直通）
メールアドレス：sangyousinkou@city.asahikawa.lg.jp
ＵＲＬ：https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/501/502

第４　スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。

実施内容	実施期間又は期日
参加表明の手続き	令和８年４月１０日（金）から令和８年４月３０日（木）まで
参加資格要件確認結果通知及び企画提案書提出要請	令和８年５月７日（木）予定
企画提案書の提出	企画提案書提出要請日から令和８年５月１８日（月）まで
ヒアリング	令和８年５月２５日（月）ごろ予定 （企画提案書提出要請と併せて通知）
企画提案書審査結果の通知	令和８年５月２７日（水）予定
契約締結	令和８年５月末から６月初旬　予定

第５　参加資格要件

1　応募者の条件
次の全ての条件に該当する団体等のみ、応募することができる。
（１）旭川市物品購入等競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
ただし、登録を受けていない者であっても参加することができるものとし、その場合は第６

-1（１）に定める書類を提出すること。

（２）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。

（３）公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

（４）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

（５）宗教法人や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体でないこと。

（６）市町村税又は都税、消費税及び地方消費税の額に滞納がないこと。

第６　参加表明手続

１　参加表明

参加希望者は、次のとおりオンラインフォームを通じて参加表明を行い、必要な資料を提出しなければばならない。なお、期限までにオンラインフォームを通じて参加表明を行わない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、参加することができない。

（１）提出書類

旭川市物品購入等競争入札参加資格者名簿に登録されていない場合は、次の書類（いずれも写しの提出可とする。）

法人・個人	提出書類	備考
法人・個人	当該市町村の市町村税（特別区においては都税）に滞納のないことの証明書	※発行日が提出期限内の３か月以内のもの
法人・個人	消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書	※発行日が提出期限内の３か月以内のもの ※管内の税務署が発行する「納税証明書その３」
法人・個人	決算書及び確定申告書の写し 直近の１期分	※管轄の税務署の受付印又は電子申告の受信通知があるもの ※個人の場合は確定申告書の写しのみ
法人	履歴事項全部証明書（任意団体の場合は定款とする）	※発行日が提出期限内の３か月以内のもの
個人	身分証明書（本籍地のある市町村から交付を受けること）	※発行日が提出期限内の３か月以内のもの

（２）提出期限

令和８年４月３０日（木）　午後５時（期限厳守）

（３）提出方法

下記、オンラインフォームで提出のこと。

↓参加申出書提出フォーム

https://logoform.jp/form/iLZf/1502148

（４）留意点

ア　会社概要等のパンフレット等がある場合は併せて提出すること。

イ　提出された書類等については返却しない。

2　参加資格の確認等

（１）参加資格要件の確認及び企画提案書提出要請

第５に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、令和８年５月７日（木）までに次に掲げる事項を記載した確認結果を通知する。併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を要請する。

ア　参加資格を有すると認めた者にあっては、参加資格がある旨及び企画提案書の提出を要請する旨

イ　参加資格を有しないと認めた者にあっては、参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

（２）参加資格を有しないと認めた者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対して説明を求めることができる。

ア　提出期間

令和８年５月１４日（木）までの休日を除く、午前９時から午後５時まで

イ　提出場所

第３に同じ

ウ　提出方法

持参又は郵送（提出期限までに必着）によること。

（３）市長は、（２）の説明を求められたときは、令和８年５月１８日（月）までに説明を求めた者に対して理由説明書を通知する。

第７　業務委託上の留意事項

1　再委託の禁止

委託業務の全部を第三者に委任し、又は請け負わせることは認めない。また、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により旭川市の承諾を得なければならない。

2　実績報告書等の提出

委託業務完了後には、所定の様式により実績報告書等を旭川市に提出すること。

3　委託費の減額

実施内容に不足があった場合には委託費のうち応分を減額する。

4　委託費の経理・管理

委託業務の対象経費は、他の経費と明確に区分して経理すること。また、委託業務に要した経費は、領収書等で確認でき、収入及び支出を記載した会計帳簿を備え、経理状況を明確にするとともに、事業終了後最低７年間は保存すること。

５　成果品の取扱い

この事業により得られた成果品とその権利は、原則として旭川市に帰属する。

６　法令遵守

労働基準法等の労働関係法令を遵守するとともに、その他関係法令についても遵守すること。

７　違反等があった場合の措置

「第５　参加資格要件」及び契約条項に違反等があった場合は、委託契約を解除し委託料を支払わないこと、若しくは既に支払っている委託料の一部又は全部を返還させることがあるので十分留意すること。

８　その他

この委託業務を適切かつ効果的に実施するため、旭川市と常に密接な連携を取ること。

第８　企画提案書の作成・提出

企画提案書の提出を要請された者（以下「企画提案者」という。）は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。

１　提出書類

（１）企画提案書　※任意様式

ア　Ａ４判２０ページ以内とし、ページの通し番号を付すこと。

イ　文書の補完のために、写真、イラスト等を用いることも可とする。

ウ　企画提案は、一企画提案者につき一提案限りとする。

エ　企画提案書の提出期限後の訂正、追加、差替え及び再提出は認めない。

（２）事業経費見積額積算内訳書　※任意様式

２　提出方法等

（１）提出期限

令和８年５月１８日（月）　午後５時（期限厳守）

（２）提出方法

下記、オンラインフォームで提出のこと。

↓企画提案書提出フォーム

https://logoform.jp/form/iLZf/1502205

３　企画提案事項

企画提案は、次の事項について提案することとする。

（１）事業計画及び全体のスケジュール

（２）第２に記載する実施内容等に対応する企画内容

（３）事業の実施体制

（４）企画提案者の業務実績

（５）事業経費見積額

４　企画提案書等の著作権の取扱い

（１）企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

（２）市は、プロポーザル方式の手続及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等をすることができるものとする。

（３）市は、企画提案者から提出された企画提案書等について、旭川市情報公開条例（平成１７年

旭川市条例第７号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

第９　質疑応答等

１　参加表明書及び企画提案書の作成について質問がある場合においては、次のとおり質疑応答書により提出すること。

（１）提出期間

令和８年５月７日（木）午後５時まで

（２）提出方法

下記、オンラインフォームで提出のこと。

↓質疑応答提出フォーム

https://logoform.jp/form/iLZf/1502181

（３）留意点

ア　オンラインフォーム以外による質問は受け付けない。

イ　質疑応答に複数項目を記載すること及び複数回行うことは可とする。

ウ　質疑応答は、質問者及び回答日において参加表明書を提出している者全てに対し、電子メールにより回答し、併せて旭川市経済部産業振興課ホームページ上に当該回答内容を公表する。また、回答内容は、実施要領の追加又は修正として取り扱うこととする。

ＵＲＬ：https:/www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/501/502

第10　失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

1　参加資格を満たしていない場合、又は参加表明書の添付書類等で参加資格要件を満たしていることについて客観的な確認ができない場合

2　提出書類に虚偽があった場合

3　実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

4　選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合

5　その他法令違反等があり、不適当と認められた場合

第11　企画提案書の審査方法

1　審査会の設置

企画提案の審査、評価及び特定を行うため、令和8年度「あさいち」開催業務に係る公募型プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2　ヒアリングの実施

審査会において、提案内容をより理解するため、企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり行う。なお、企画提案者が６者を超えた場合は、企画提案書の審査を事前に行い、審査会において選定された者についてのみヒアリング等を行う。

（1）実施方法

ア　１者ずつの呼び込み方式とし、１者の持ち時間は説明２０分、質疑１０分の計３０分とする。

イ　ヒアリング順は、企画提案書受理の先着順とする。

ウ　企画提案追加資料の配付は禁止するが、提出された企画提案書と同一の図面や写真を用いた説明用パネル及びプロジェクター等の使用は可能とする。なお、プロジェクター及びスクリーンについては、旭川市で用意するが、パソコン等は持参すること。

エ　プレゼンテーション等の説明者は、補助者を含めて２名までとする。

オ　欠席をした場合は、企画提案書の審査、評価及び特定の対象から除外する。

（２）実施日時及び場所

第５で示した企画提案書提出要請時に併せて通知する。

3　審査項目及び評価基準

企画提案書及びプレゼンテーション等により、次の審査項目について審査及び評価を行う。

審査項目	具体内容	配点 （計１００点）
企画内容に関する項目	ア　企画内容が事業目的に沿っているか イ　北彩都ガーデンの特性を活かし、市民が心地よい時間を過ごせる魅力的な内容となっているか ウ　地域事業者の魅力発信、新商品や新メニューの試行機会の創出など、事業者の挑戦を後押しする内容となっているか エ　将来的な民間主体の運営を見据えた持続可能な仕組みづくりにつながる内容となっているか	５０点
広報発信に関する項目	ア　事業の認知向上及び来場促進につながる広報計画となっているか イ　SNS、WEB、紙媒体等を活用した具体的かつ実効性の高い情報発信手法が提案されているか ウ　継続的な来場や市民参加を促す工夫が盛り込まれているか	１０点
実施計画に関する項目	ア　年間スケジュールが具体的で実現可能な内容となっているか イ　安全管理、関係機関との調整、運営方法などが適切に計画されているか ウ　事業経費の積算内容が適切であるか	２０点
実施体制及び実績に関する項目	ア　本事業を遂行するための実施体制が十分に確保されているか イ　イベント運営、マーケット運営等の類似業務の実績を有しているか ウ　出店者調整、広報、会場運営等を円滑に実施できる能力を有しているか	２０点

4　受託候補者の特定

（１）審査点の採点（第一段階）

各委員は、企画提案者ことに、３の評価基準等に基づき採点し、この点数を当該企画提案者の「審査点」とする。

（２）順位点の計算（第二段階）

各委員は、別紙「順位点採点表」にて、（１）の「審査点」の高い者から順位を付け、その順位を当該企画提案者の「順位点」とする。

（例：１位＝１点、２位＝２点、３位＝３点、４位＝４点、５位＝５点、６位＝６点）

（３）評価点の計算（第三段階）

（２）により求められた各委員の「順位点」の合計を企画提案者ごとの「評価点」とし、この点数の低いものから順に選定者として決定する。なお、同点の場合は、当該同点者に対する各委員の「審査点」の平均点が高いものを上位とする。

（４）企画提案者が１者のみであり、各委員が採点した「審査点」の平均が６割に満たない場合については、受託候補者の決定を行わないこととする。

５　審査結果の通知

（１）受託候補者を特定したときは、速やかに企画提案者全員に対し、次の事項を通知するものとする。

ア　受託候補者

イ　評価点数

ウ　受託候補者にあっては、今後の事務手続の旨

エ　受託候補者とならなかった者にあっては、その理由及び所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

（２）受託候補者とならなかった者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対して説明を求めることができる。

ア　提出期間

（１）の通知があった日から７日以内までの休日を除く、午前９時から午後５時まで

イ　提出場所

第３に同じ。

ウ　提出方法

持参又は郵送（当日消印有効）によること。

（３）市長は、（２）の説明を求められたときは、説明を求められた日から４日以内に説明を求めた者に対して理由説明書を通知する。

６　審査結果の公表

受託候補者を特定したときは、次の事項を公表するものとする。

（１）受託候補者

（２）評価点数

第12　契約に関する基本事項

１　契約の締結

受託候補者と当該委託業務について協議を行い、内容について合意の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴取し、随意契約の方法により契約を締結する。

ただし、受託候補者が第10のいずれかに該当したことが判明した場合は、契約しないことがあるほか、契約締結後においても、旭川市は催告を要せず契約を解除できるものとする。なお、これらにより受託候補者又は契約の相手方に損害が生じた場合にあっても、旭川市は一切の損害を

負担しない。

2　契約保証金

要する。契約保証金の額は、旭川市契約事務取扱規則第２３条第１項の規定により、契約金額の１００分の１０以上とし、納付方法、納付期日とあわせて別途定める。ただし、旭川市契約事務取扱規則第２４条に該当する場合は免除する。

3　契約書作成の要否

作成を要する。

4　支払条件

一括後払いとする。

第13　その他

1　手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

2　参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

3　提出された書類は返還しない。

4　提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

5　参加表明書又は企画提案書の提出後に、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）で旭川市へ報告すること。

6　本業務に伴い著作権その他の権利が生じたときは、それらの権利は旭川市に帰属する。

別紙　応募から契約までの流れ（フロー図）

この公募型プロポーザルの応募から契約までの大まかな流れは以下のとおり。

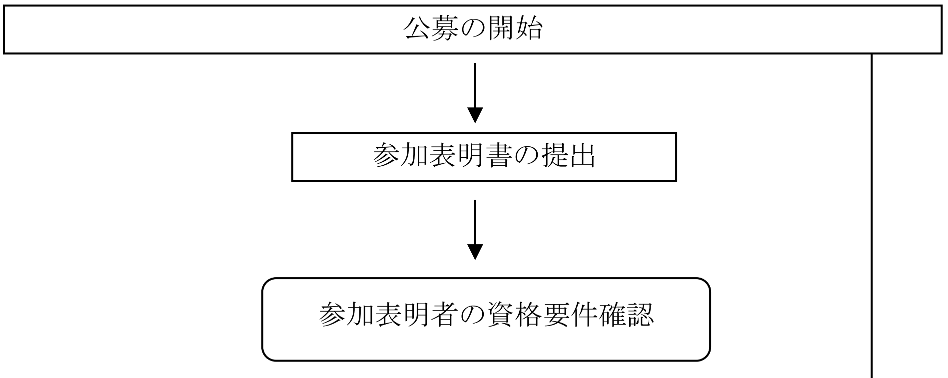

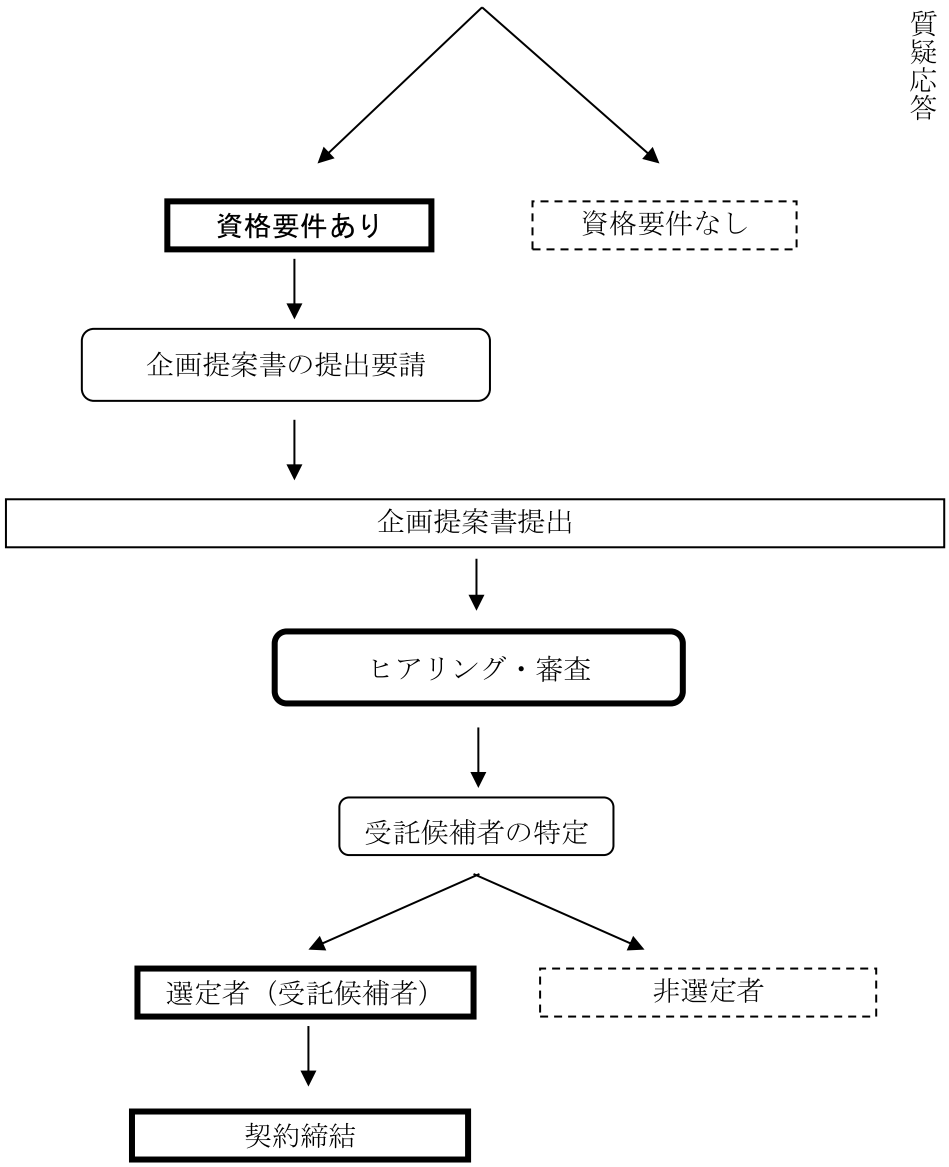
質疑応答
資格要件あり
資格要件なし
企画提案書の提出要請
企画提案書提出
ヒアリング・審査
受託候補者の特定
選定者（受託候補者）
非選定者
契約締結